

令和8年度 事業計画

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会

令和8年度 基本方針

現在、進行する人口減少と少子高齢化は、地域の担い手不足を深刻化させるとともに、地縁組織の弱体化や地域における繋がり希薄化を招き、地域社会のあり方に大きな変容をもたらしています。併せて、激甚化する自然災害への備えや、長期化する物価高騰による生活への影響など、地域住民が抱える課題はますます複雑化・複合化しており、制度の狭間にある解決困難なケースが増加しています。

このような厳しい状況下において、すべての人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、住民一人ひとりが地域の課題を「わが事」として捉え、多様な主体が属性や世代を超えて主体的に参画し、地域全体で支え合う「まるごと」の仕組みづくりが求められます。

玉名市社会福祉協議会は、住民から寄せられる多様な相談に真摯に向き合い、社会的に脆弱な立場にある方々の尊厳と権利を擁護し、住民主体による助け合い活動のさらなる充実を図るとともに、多職種・多機関との連携・協働を推進します。また、デジタル技術の有効活用による業務効率化を図りつつ、対面による温かな支援との調和を目指し、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け積極的に取り組んでいきます。

さらに、社会情勢の変化に柔軟に対応できる創造的な事業展開を追求し、信頼される良質なサービスを提供するとともに、法令遵守の徹底と経営の透明性を確保し、専門性の向上に向けた人財育成と、職員が誇りとやりがいを持って働ける職場環境の整備に努め、将来にわたって地域福祉の中核を担い続けることができる、安定的かつ持続可能な運営体制の構築に取り組んでいきます。

基本目標

(第4期玉名市地域福祉活動計画 令和5年度～令和9年度)

基本目標Ⅰ 誰もが適切な支援を受けられる仕組みづくり

多様な福祉ニーズを的確に受けとめ、それぞれ適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携強化を進めます。

- ①わかりやすい情報提供と啓発活動の充実
- ②相談しやすい体制の構築とアウトリーチの充実

基本目標Ⅱ 生活を支える連携した体制づくり

さまざまな福祉ニーズに対し適切なサービスが提供できるよう各種サービスの充実を図るとともに、関係機関や団体等と連携した支援ができる体制づくりを進めます。

- ①適切な福祉サービスの提供と量や質の充実
- ②包括的な支援の充実

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

誰もが安心して安全に暮らせるよう、隣近所などでの身近な支え合いとともに、地域ぐるみの見守りを充実し、災害などの緊急時に備え、平常時からの「顔の見える関係づくり」を進めます。

- ①地域における支え合いや支援の強化
- ②地域ぐるみの見守り体制の充実
- ③災害に対する備えの強化

基本目標Ⅳ 地域で気軽につながれる環境づくり

地域住民が相互に支え合う意識づくりや、地域活動を担う人づくりを進めるため、地域での交流の場の充実や、誰もが参加しやすい地域活動やボランティア活動を推進し、幅広い年代に向けた社会参加の環境づくりを進めます。

- ①共に生きる社会づくり
- ②交流・ふれあいの促進
- ③地域活動の担い手の育成
- ④地域活動やボランティア活動の推進

事業一覧

基本目標Ⅰ 誰もが適切な支援を受けられる仕組みづくり

- (1) 広報誌発行事業 5
- (2) ボランティア情報誌発行事業
- (3) ホームページの管理運営
- (4) 心配ごと相談事業
- (5) 無料法律相談事業
- (6) 利用者支援事業〈市受託事業〉
- (7) 地域包括支援センター運営〈市受託事業〉 6

基本目標Ⅱ 生活を支える連携した体制づくり

- (1) ファミリーサポートセンター事業〈市受託事業〉
- (2) 福祉バス運行事業〈市受託事業〉 7
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 訪問介護事業
- (5) ふれあい援助事業
- (6) 居宅介護・重度訪問介護事業
- (7) 地域福祉権利擁護事業
- (8) 安心生活支援事業
- (9) 法人後見事業 8
- (10) 生活福祉資金貸付事業
- (11) 福祉金庫貸付事業
- (12) 高額療養費等貸付事業
- (13) 福祉機器等貸出事業
- (14) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

- (1) 認知症初期集中支援推進事業〈市受託事業〉 9
- (2) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業〈市受託事業〉
- (3) 認知症地域支援・ケア向上事業〈市受託事業〉
- (4) 生活支援体制整備等事業〈市受託事業〉
- (5) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉 10
- (6) ふれあいネットワーク事業
- (7) 福祉協力員設置事業
- (8) 地域生活支援活動推進事業〈たまな生活サポートセンター〉
- (9) 災害ボランティアセンター機能強化事業

基本目標Ⅳ 地域で気軽につながれる環境づくり

- (1) 総合的な学習の支援
- (2) 発達障害児子育て学習支援事業（親子育ちの応援学級） 11
- (3) 家族教室（不登校・ひきこもり支援事業）
- (4) 福祉現場実習の受入れ
- (5) 成年後見制度市民後見人養成講座開催事業〈市受託事業〉
- (6) 成年後見制度生活支援員雇用事業
- (7) 男性シルバー料理教室
- (8) 手話体験教室 12
- (9) 救急法等の講習活動
- (10) 地域福祉団体合同研修会
- (11) 福祉功労者表彰
- (12) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター たまっ子らんど）〈市受託事業〉
- (13) 夏休み子どもデイサービス事業
- (14) ワークキャンプ事業 13
- (15) ちびっこ広場遊具の修理
- (16) 高齢者ふれあい事業
- (17) 高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉
- (18) ふれあいいきいきサロン推進事業
- (19) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業
- (20) 福祉まつり 14
- (21) ボランティアセンター運営〈市補助事業〉
- (22) 福祉協力校事業
- (23) 特別支援学級への助成
- (24) 福祉団体等との連携と活動支援
- (25) 指定管理者施設の管理運営〈市受託事業〉

その他の取り組み

- (1) 理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会の運営 15
- (2) 社会福祉協議会会員募集事業
- (3) 共同募金運動への協力
- (4) 日本赤十字社会員募集への協力
- (5) 熊本県内市社会福祉協議会事務局連絡会議

令和8年度事業概要

基本目標Ⅰ 誰もが適切な支援を受けられる仕組みづくり

(1) 広報誌発行事業

様々な福祉情報を提供する手段として広報誌「きずな」を発行する。

《計 画》

紙媒体の信頼性を活かしつつ、二次元コード等を用いて詳細情報へ繋げていくなど、SNSやホームページと連動した情報伝達の効率化を図る。

▼発行日 毎月1日

(2) ボランティア情報誌発行事業

市民へ幅広く情報を提供するために、広報誌「きずな」やホームページに活動の紹介や募集、講座情報等を掲載し普及啓発を行う。

《計 画》

ボランティアに関する最新の情報や様々な活動を発信し、本市のボランティア活動の活性化に繋げていく。

(3) ホームページの管理運営

ホームページを活用し、福祉に関する情報や地域活動等を掲載し発信する。

《計 画》

本会の最新事業、研修・講座、イベント情報を即時性を持って掲載し、地域福祉活動への理解促進と参画意識の醸成を図る。

(4) 心配ごと相談事業

日常生活における心配ごとや困りごとの相談を受け付ける。

《計 画》

日常生活の中での不安や悩み、誰に相談してよいか分からない困りごとに対し、身近な相談窓口として寄り添い、問題の早期解決と住民の福祉向上を図る。

(5) 無料法律相談事業

日常生活における悩みの中で法律的な知識を必要とする諸問題について、市民の相談に対し参考意見の提供を行う。

《計 画》

広報誌やホームページをはじめ各事業所窓口や福祉団体等への周知に努める。

▼相談員 弁護士

▼時期 毎月第3木曜日 14:00～16:00 1組30分（要予約）

▼場所 玉名市福祉センター

(6) 利用者支援事業〈市受託事業〉

子育て家庭や妊娠中の方々が、地域の教育・保育施設や多種多様な子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、個々の状況に寄り添った情報提供や相談支援を行う。

《計 画》

関係機関と密接に連携して、孤独・孤立の防止に向けた伴走型支援を展開し必要なサービスが適切に利用されるよう支援する。

（７）地域包括支援センター運営〈市受託事業〉

高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制を築き、介護予防の必要な援助等を通じて高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステム構築と深化のための中核機関としての機能を果たす。

特に、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように自助・互助・共助・公助のコーディネート及び地域の資源開発により包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指していく。

《計 画》

高齢者の抱える多様な課題やニーズに対して適切に対応できるよう、三職種のチームアプローチにより地域福祉を支える関係者との連携支援体制の構築を図る。職員のスキルアップを図るための研修の継続や感染症発生・蔓延時、災害発生時などにおいても業務継続ができる体制を整える。

①総合相談支援業務

地域で生活する高齢者等に関する様々な相談をすべて受けとめ、適切な機関・制度に繋ぎ、必要に応じて支援を継続していく。

②権利擁護業務

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用促進や虐待対応マニュアルに応じた高齢者虐待への対応、高齢者虐待防止のための体制の整備、研修等の実施。

③包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ◆ケアマネジャーへの日常的な個別指導や相談
- ◆支援困難事例などへの支援や助言
- ◆主任ケアマネジャーの資質向上と連携 等

④地域ケア会議の実施

支援が必要な高齢者等の適切な支援を行うための検討を多様な関係者で協議し、個別事例等の検討によって把握・共有した地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、地域包括ケアを推進していく。6生活圏域（玉名・玉南・玉陵・有明・岱明・天水）での地域ケア圏域会議を実施。

⑤介護予防ケアマネジメント業務

- ◆一般介護予防事業の推進
- ◆介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント 等

⑥指定介護予防支援業務

- ◆要支援認定者のマネジメント
- ◆介護保険申請代行
- ◆介護報酬請求業務・給付管理業務 等

基本目標Ⅱ 生活を支える連携した体制づくり

（１）ファミリーサポートセンター事業〈市受託事業〉

育児の援助を受けたい「依頼会員」と援助を行いたい「協力会員」による相互援助活動を支援・調整することで、地域全体で子育てを支え合う環境を醸成し、仕事と育児の両立を図る。

《計 画》

子育てサポーター（協力会員）の新規増員を図るため、年２回の養成講座開催と安心・安全に活動ができるようなカリキュラムを計画する。

- ◆子育てサポーター養成講座

▼講習 全６回（９項目２４時間）を年２回 ▼時期 ７月・１１月

（２）福祉バス運行事業（市受託事業）

路線バスの運行がない地域において、無料で福祉送迎バスを運行し、60歳以上の方の交通手段を確保し、市の温泉施設へ送迎を行うことで社会参加を推進する。

《計 画》

利用者の要望に柔軟に対応しながら実施する。

▼利用料 無料 ▼運行日 火曜日～土曜日

（３）居宅介護支援事業（介護保険制度）

介護保険サービスを受ける要介護者の在宅介護に関する相談や計画、連絡・調整を行い、自立した生活を支援する。

《計 画》

休止中。

（４）訪問介護事業（介護保険制度）

訪問介護事業所として、利用者の居宅を訪問し介護サービスを提供する。

《計 画》

ニーズに合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上のための研修を充実する。また、安定した運営体制を維持するため人材確保に努める。

（５）ふれあい援助事業

公的サービスや制度の対象とならない方で、病気やケガ、施設からの一時帰宅等で介護サービスや日中の見守り支援が必要な方に訪問介護サービスを提供する。

《計 画》

ヘルパーが訪問し、安心して在宅生活が送れるよう身体介護や生活援助を行う。

▼利用料 1時間1,500円

（６）居宅介護・重度訪問介護事業（障害者総合支援法）

居宅介護サービスとして、障がい(身体・知的・精神)のある方に介護サービスを提供する。

《計 画》

個々のニーズに寄り添った質の高いサービスが提供できるよう職員の資質向上と人材確保に努める。

（７）地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービス利用援助を中心として支援を行う。

《計 画》

利用者の様々な生活課題に対応するために各種機関と連携した支援を行う。また、市民後見人養成講座の修了者を生活支援員として雇用し、人材育成に努める。

（８）安心生活支援事業

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の補助的な事業として実施し、福祉サービス利用援助を中心として支援を行う。

《計 画》

緊急性のある事案に対し金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行うとともに、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度への移行を支援していく。

(9) 法人後見事業

法人として成年後見人等を受任し、認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守り、地域で安心して日常生活を送れるよう支援する。

《計 画》

本市中核機関と連携するとともに制度に関する相談対応や情報提供、啓発を行い制度の利用促進に努める。

(10) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと必要な援助指導を行い経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する。

《計 画》

県社協をはじめ関係機関と連携をしながら、貸付事務や相談支援を行う。

▼資金種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

◆コロナ特例貸付債権管理業務〈県社協受託業務〉

債権管理の相談支援業務を引き続き県社協より受託し、償還に関する相談や問合せに対応し、自立相談支援機関をはじめ各種機関と連携し適切な相談支援を行う。

(11) 福祉金庫貸付事業

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に必要とされる資金を貸付け支援する。

《計 画》

生活福祉資金や他制度の補完的な事業として実施し、類似制度を参考に申請書類の見直しを図る。

▼貸付金額 40,000円以内

(12) 高額療養費等貸付事業

高額な医療費の支払いが困難な世帯に対して、自己負担額を除いた額の貸付けを行うことで、安心して治療を受けることができるよう支援する。

《計 画》

限度額適用認定証の普及やマイナ保険証による手続きの自動化により利用者が少ないため必要性を検討する。

(13) 福祉機器等貸出事業

病気やケガ等により一時的に福祉機器を必要とされる方へ貸出しを行う。また、社会福祉協議会所有の物品を貸出すことで市民活動の促進を図る。

《計 画》

①福祉機器貸出

▼貸出機器 ◆車いす ◆歩行器

②備品貸出

備品を貸出すことにより、地域福祉活動や福祉学習の増進を図る。

(14) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営

利用者からの福祉サービスに対する苦情に適切に対応するための窓口を設置する。

《計 画》

苦情申出者に誠意を持って対応し、第三者委員の助言や立会いを提案するなど苦情の適切な解決に努める。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる支え合いと助け合いの地域づくり

（１）認知症初期集中支援推進事業〈市受託事業〉

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

《計 画》

複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族をアセスメント訪問し、チーム員会議で検討を行いながら、初期の支援を包括的・集中的に行う。

（２）認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業〈市受託事業〉

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人とその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備し、共生の地域づくりを推進する。

《計 画》

①たまなつながるプロジェクト（チームオレンジ）

生活圏域ごとにチームリーダーを置き、認知症の本人・家族、キャラバン・メイト、たまな認知症応援団、地域住民のネットワーク構築を図るとともに、それぞれの地域に応じた認知症の普及啓発・本人発信支援の取り組みを検討し実施する。

②たまな認知症応援団養成講座（チームオレンジステップアップ講座）

認知症についての啓発活動や地域の身近な支援者を養成する講座を開催する。

③キャラバン・メイト連絡会

キャラバン・メイトの連携強化と共通理解を図るために連絡会や研修会を開催する。

④認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を広める養成講座を開催する。

（３）認知症地域支援・ケア向上事業〈市受託事業〉

認知症の人やその家族に対しての効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域実状に応じて認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進する。

《計 画》

①認知症介護者のつどい

認知症の方を介護する家族や関係者が集まり、悩みの相談や心身のリフレッシュを図る場を開催する。

②多職種連携

多職種が参加する事例検討会等を実施し、相互の理解と連携の強化を図る。

③認知症カフェ（オレンジカフェ）開催推進

地域住民の誰もが気軽に集える場所づくりを推進する。

④見守りネットワーク会議

認知症により行方不明になる可能性がある人に対してネットワーク構築のための会議を実施する。

⑤アルツハイマーデー啓発活動

「共生社会を実現するための認知症基本法」で定められている認知症月間や認知症の日に、認知症に関しての普及啓発活動を企画・実施する。

（４）生活支援体制整備等事業〈市受託事業〉

生活支援コーディネーターを配置し、第２層協議体との連携と地域ケア圏域会議等を通して地域課題の抽出と地域に不足するサービスの開発等に取り組み、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を推進する。

《計 画》

岱明・天水・有明・玉南圏域に加え、新たに活動開始となる玉名圏域の第２層生活支援コーディネーターの活動支援を行う。また、地域における社会資源のコーディネートを通して、住民が主体的に取り組む介護予防の実現と地域の支え合い活動の活性化を図る。

（５）高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に居住する高齢者へ生活援助員（ＬＳＡ）を派遣し日常的な相談支援や安否確認を行う。

《計 画》

生活援助員による定期的な訪問を通じ、生活相談・助言、関係機関との連絡対応等を行い、安心した在宅生活を支援する。

（６）ふれあいネットワーク事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために、住民相互による支えあい活動と体制づくりを推進する。

《計 画》

代表者会議の開催や各地域会議の場を通して、福祉課題への取り組みの理解や活動費を助成し地域活動の活性化に繋げていく。

（７）福祉協力員設置事業

ふれあいネットワーク事業を推進する中で、地域で困りごとを抱えた方々の見守り活動を中心に地域福祉活動を支える地域ボランティアとして行政区ごとに５０世帯あたりに１人を基本に設置に取り組む。

《計 画》

エリア別研修会の開催を通じて、地域活動の理解促進と充実を図るとともに、地域の支援者との連携を構築する。

▼設置基準 ５０世帯あたり１人を基本に各行政区１名以上の設置

（８）地域生活支援活動推進事業（たまな生活サポートセンター）

地域住民による支え合いの体制づくりを推進し、高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう日常生活等の支援活動を実施する。

《計 画》

高齢者等の在宅生活を支える有効な社会資源となるよう人材の発掘に努め、住民相互の支え合い活動をコーディネートする。

（９）災害ボランティアセンター機能強化事業

災害時に開設するボランティアセンターとして、立ち上げ模擬訓練や講習会等を実施し、災害時に機能できるボランティアセンターの体制づくりを行う。

《計 画》

災害ボランティアによる救援活動が円滑かつ効率的に展開されるよう災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、センターの意義や役割について理解と周知を図る。また、令和７年度の開設経験を振り返り、運用マニュアルの整備・更新を行う。

基本目標Ⅳ 地域で気軽につながれる環境づくり

（１）総合的な学習の支援

児童や生徒等が福祉について理解しやすい体験学習や講師派遣、地域のボランティア等による学習支援を行う。

《計 画》

学校側の学習目標と連動したプログラムを計画し、福祉の学びを支援する。

▼内容 ◆福祉講話 ◆高齢者や障がい者の理解 ◆手話・点字体験 ◆車いす体験
◆講師紹介 等

（２）発達障害児子育て学習支援事業（親子育ちの応援学級）

心身に発達の遅れや発達障がいのある子どもとの関わり方を学ぶ場と参加者が交流する機会を提供し、子育てに関する不安や悩みを解消し、子どもと共に成長できる喜びと自らの育児力を向上させることを支援する。

《計 画》

親の心理的ケアと仲間づくりの場を確保し、孤独感の解消と自己肯定感を高めるプログラムを検討し、育児力向上に繋げていく。

▼時期 ６月～１０月 毎月１回の全５回

（３）家族教室（不登校・ひきこもり支援事業）

不登校やひきこもりで悩んでいる保護者やその家族を対象に、当事者の理解や支え方を学ぶ講座と互いの悩みや経験を語り合う場を提供し支援する。

《計 画》

親自身の不安や困難を軽減する心の安定と親同士が交流できる場となるよう講師と協議を行い、講座内容の充実を図る。

▼時期 ５月～９月 毎月１回の全５回

（４）福祉現場実習の受入れ

社会福祉に携わる人材育成に貢献し、実習を希望する教育機関等から現場実習を受け入れる。

《計 画》

実習生の希望に沿ったプログラムが提供できるよう適切な指導と職務調整を図り、将来を担う人材育成に努める。

▼受入実習 ◆社会福祉援助技術現場実習 ◆教員免許特例法による介護体験
◆看護学生等の臨地実習 ◆法定研修等における介護支援専門員の実習
◆高校生インターンシップ ◆中学生職場体験 等

（５）成年後見制度市民後見人養成講座開催事業〈市受託事業〉

一般市民が一定の知識と技術を身につけ、市民後見人として活動する人材を養成する。

《計 画》

市民後見人として活動を希望される方を募集し、市民後見活動に必要な知識と技術を習得するための養成講座を開催する。

▼週１回の全６回

（６）成年後見制度生活支援員雇用事業

市民後見人養成講座修了者を雇用し、後見活動に必要な実務経験を積み市民後見人として活動できる人材を育成する。

《計 画》

法人後見事業や地域福祉権利擁護事業の業務経験を積み、市民後見人として必要な知識と技術を習得できるよう支援する。

（７）男性シルバー料理教室

男性高齢者等が地域で自立した社会生活を送ることができるよう栄養知識及び調理技術の習得の機会を提供し、生きがいくつくりと仲間づくりの場として実施する。

《計 画》

①男性シルバー料理教室

栄養知識や調理技術の習得の機会を提供し、自立した生活が送れるよう支援する。

▼対象者 男性高齢者で料理に興味がある方

▼時期 ６月から３月まで 毎月１回の全１０回

②男性シルバー料理サロン

調理技術の向上と仲間づくりの機会を提供し、自立した生活が送れるよう支援する。

▼対象者 シルバー料理教室修了者

▼時期 ５月から３月まで 奇数月１回の全６回

(8) 手話体験教室

聴覚障がい(者)への理解とコミュニケーション手段としての手話を体験する機会を提供する。

《計 画》

県ろう者福祉協会と協働し、障がい者への理解と初心者でも楽しく学べるプログラムを計画する。また、地域で活動しているサークルを紹介し、継続的な学びと交流の場へと参加者をつないでいく。

▼週 1 回の全 4 回

(9) 救急法等の講習活動

日常生活における事故防止や手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、AED(自動体外式除細動器)を用いた除細動などの知識と技術の習得を支援する。

《計 画》

日本赤十字社熊本県支部と連携し、指導者の派遣や養成講座を実施する。

▼講習 救急法基礎講習の開催

▼派遣 幼児安全法・救急法講習会等への指導者派遣

(10) 地域福祉団体合同研修会

玉名市内の地域福祉に関わる団体や地域福祉に関心のある方を対象に、地域の中の繋がり(ネットワーク)を見つめ直し、互いに助け合い、安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的に地域の課題解決に向けた取り組みや地域福祉の学習の場とする研修会を実施する。

《計 画》

多くの参加者と地域福祉を考える場として、様々なテーマを取り上げ、地域住民相互の助け合い支え合い活動が促進されるよう意識啓発を図る。また、現場職員の実践報告等を取り入れたプログラムを企画し、現状を深く理解し、主体的な活動へと繋げていく。

▼時期 1 月

(11) 福祉功労者表彰

地域において永年ボランティア活動などの善行を継続して行われている方や高額寄付、継続寄付等の福祉功労者を表彰する。

《計 画》

功労者を顕彰する場として地域福祉団体合同研修会等と併せて表彰式を開催する。

(12) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センターたまっ子らんど)〈市受託事業〉

子育て中の親子が安心して集うことができる場を提供し、育児相談や子育てに関する講習、学習会、子育て関連の情報提供を行う。

《計 画》

安心して過ごせる居場所を提供し、親子の絆を深める季節行事や安全法や食育に加え、メンタルヘルスケアや保護者の自己実現を支える講習を開催する。

▼時期 毎週月曜日～金曜日 10:00～15:00 祝日のある週は土曜日開所

(13) 夏休み子どもデイサービス事業

小学1年生から3年生の児童を対象に、学習や遊び、異世代間のふれあい活動を通して、児童の健全な育成を図り夏休みの期間に実施する。

《計 画》

参加者同士の交流や体験活動をはじめ様々なプログラムを計画し児童の育成を支援する。

▼開催地 天水会場

(14) ワークキャンプ事業

福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動に対するきっかけづくり、社会連帯意識の高揚を目的として実施する。

《計 画》

異校種間の交流や福祉施設、地域の活動者と連携し、様々な体験学習を取り入れたプログラムを計画し実施する。

▼時期 7～8月

(15) ちびっこ広場遊具の修理

神社の境内や公民館の空き地等に設置されている既設遊具の修理・撤去を実施し、遊び場における事故を未然に防止するとともに、地域の安全な環境づくりを推進する。

《計 画》

行政区等からの申請に基づき、老朽化した遊具の修繕または適切な撤去を順次支援する。

▼対象 46箇所／44行政区

(16) 高齢者ふれあい事業

地域の福祉団体と協同し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象とした交流の機会を提供する。

《計 画》

地域主体の取り組みによる高齢者の交流の場をつくり、生きがいつくりと健康増進を図る。

①ふれあい会

▼時期 10月、2月 ▼場所 保育園、岱明防災コミュニティセンター

②あいあい交流会

▼時期 6月 ▼場所 天水老人憩の家

(17) 高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉

ふれ愛一本松交流館において、一本松団地周辺住民を対象に高齢者の介護予防や子ども達が安心して遊べる場を提供し、高齢者と子ども達の交流を推進する活動を計画し実施する。

《計 画》

身近な交流の場となるよう周辺住民の協力と参加を得ながら地域との繋がりを深め、利用者にとって参加しやすい環境づくりに努める。

▼時期 毎週月、火、木、金、土 9:00～17:00

(18) ふれあいいきいきサロン推進事業

公民館等の身近な場所で開催されるサロン活動への支援を通じ、地域コミュニティの活性化を支援する。

《計 画》

地域住民の自主的なサロン活動の理解を広め、社会的孤立の防止と介護予防活動のさらなる普及・啓発を図る。

(19) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業

小学校の空き教室を校区住民の交流や世代間交流の場として活用する。

《計 画》

民生委員や食生活改善推進員の協力を図り、地域主体のサロン活動を推進し身近な地域で交流等が図れる居場所づくりに取り組む。

▼時期 6月 ▼場所 ◆睦合小学校 ◆大野小学校 ◆高道小学校 ◆鍋小学校

(20) 福祉まつり

地域住民がお互いに支え合い安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉活動に携わる団体やグループ、福祉施設等と協働して交流や体験の場を提供し、福祉を身近なものに感じ、関心と理解を深め地域福祉の増進を目的に実施する。

《計 画》

多くの住民をはじめ各種団体、ボランティアによる相互交流がより活発に行われる場となるよう協力団体と協議を深め内容の充実を図る。

①岱明福祉まつり

▼時期 11月 ▼場所 岱明防災コミュニティセンター

②横島福祉まつり

▼時期 10月 ▼場所 横島町公民館、横島総合保健福祉センターゆとり〜む

③天水福祉まつり

▼時期 1月 ▼場所 天水市民センター、天水グラウンド

(21) ボランティアセンター運営〈市補助事業〉

ボランティアのコーディネートを検討し、情報発信や参加促進に向けた事業の企画・運営を通じて、地域におけるボランティア活動の活性化を図る。

《計 画》

ボランティア連絡協議会の活動支援を通じて、各加盟団体の継続的な活動と安定的な運営を支援する。また、活動の場を支援するため、市福祉センター内のボランティア研修室の貸し出しを行う。

(22) 福祉協力校事業

市内の小・中・高等学校の児童生徒が、社会福祉への関心と理解を深めるとともに、地域社会と連携・協働した活動やボランティア活動を自主的に展開できるよう支援する。

《計 画》

活動費の一部を助成し、事業趣旨の周知を徹底し、助成金が各校の創意工夫ある活動に効果的に活用されるよう支援する。

(23) 特別支援学級への助成

特別支援学級に必要な機材、備品、教材等の購入費を助成し、障がいのある児童や生徒の教育環境の充実を支援する。

《計 画》

助成金が適正かつ効果的に活用されるよう、各学校等への積極的な情報提供を行う。

(24) 福祉団体等との連携と活動支援

地域の各種福祉団体が充実と自立した活動が図られるよう必要な人的支援や活動費の助成を行う。

《計 画》

各種福祉団体と連携・協働した地域福祉の推進を図り、安定・継続した活動を支援し自立的な団体運営を助長する。

▼助成対象団体 ◆玉名市老人クラブ連合会 ◆玉名市民生委員児童委員連絡協議会
◆玉名市ボランティア連絡協議会 ◆玉名市身体障害者福祉協議会
◆玉名市ひとり親家庭寡婦福祉連合会 ◆玉名市精神障害者家族会

(25) 指定管理施設の管理運営〈市受託事業〉

民間の技術やノウハウを活用し、住民サービスの向上とコストの削減、効率的な管理を行う。

《計 画》

地域ニーズに合った事業を実施し、福祉活動の拠点として充実を図る

▼玉名市福祉センター

〈管理期間〉令和7年4月1日～令和12年3月31日

その他の取り組み

（１）理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会の運営

社会福祉法人として、関係法令および諸規程を遵守し、地域福祉事業を効果的かつ効率的に遂行するため、健全な法人経営と組織基盤の強化を図る。

《計 画》

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の円滑な運営を通じて、経営の透明性を確保し、地域福祉の課題解決に資する事業を安定的・継続的に実施する。

（２）社会福祉協議会会員募集事業

住民参加による地域福祉活動の推進を基本に「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の実現を目指し、会員募集を実施する。

《計 画》

市民ニーズに応えながら地域への参加・協働を促進し、会員制度の意義と役割をわかりやすく伝え、会員加入の維持・拡大に努める。

（３）共同募金運動への協力

地域福祉の推進を目的に、様々な地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する募金運動を市全域で実施する。

《計 画》

募金を財源とした事業（配分金事業）を広報誌やホームページ、事業実施時に分かりやすく伝え、募金額の維持向上に努め様々な募金種類を通じて協力をお願いする。

▼募金種類 ◆戸別募金 ◆大口募金 ◆街頭募金 ◆職域募金 ◆法人募金 ◆学校募金
◆イベント募金

（４）日本赤十字社会員募集への協力

日本赤十字社の人道的な活動に賛同し活動を支える会員と活動資金を募集する。

《計 画》

会費の使途や必要性について十分な説明や周知に努め、災害救護活動や救急法などの講習、国際活動等の幅広い赤十字活動を支える会員と活動資金を募集する。

（５）熊本県内市社会福祉協議会事務局連絡会議

市社協の円滑な運営を図るため県内市社協の緊密なる連携と諸般事項について研究協議する会議を開催する。

《計 画》

令和８年度は本市が開催地となり、県内の各市社協が抱える共通課題の情報交換や先進事例を共有し、充実した協議の場となるよう円滑な会議運営に努める。

▼時期 １０月